

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「時間外加算、休日加算、深夜加算、夜間・休日等加算」

作成：日医工株式会社（公社） 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美
 日医工株式会社（公社） 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広
 日医工株式会社（公社） 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

凡例

疑義解釈

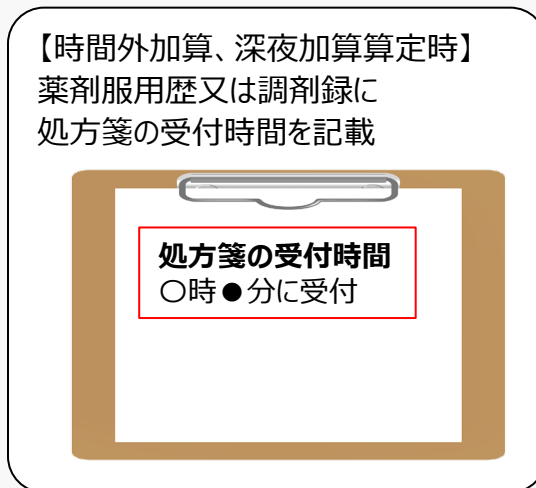
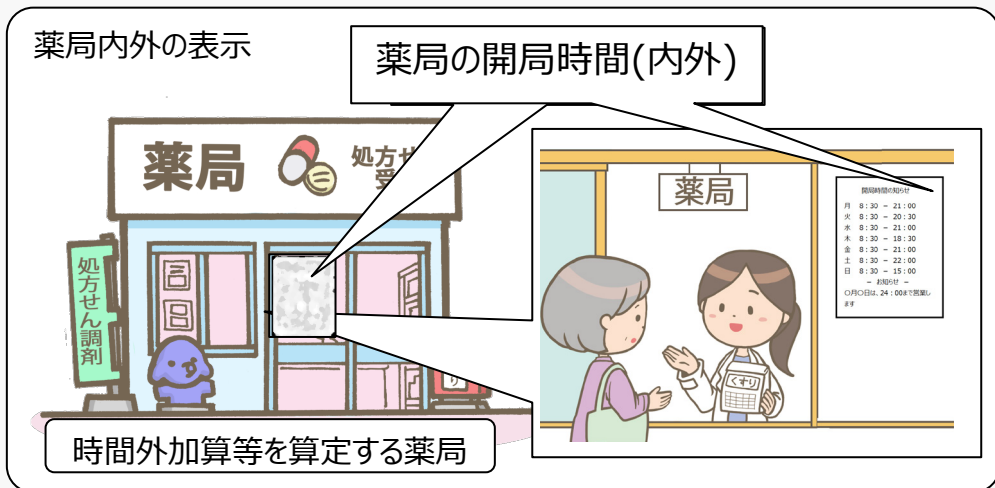
MPSコメント

資料No.20220401-1083-1

本資料は、2022年3月4日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

名称	内容 (処方箋受付1回につき)	点数																																													
時間外加算	<p>開局時間外で概ね、6:00~8:00、18:00~22:00</p> <p>常態として調剤応需の態勢をとり、開局時間内と同様な取扱いで調剤を行っているときは算定不可</p> <p>休日以外の届け出た休局日に調剤を行った場合、処方箋受付1回につき所定点数に加算</p>	基礎額の 100/100																																													
特例 (01注4但し書き)	<p>専ら夜間における救急医療のための薬局が深夜を除く時間外となる時間帯に調剤を行った場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="background-color: #002060; color: white;">深夜</td> <td colspan="2" style="background-color: #0070C0; color: white;">時間外</td> <td colspan="10" style="background-color: #FFD700;">通常</td> <td colspan="2" style="background-color: #0070C0; color: white;">時間外</td> <td colspan="2" style="background-color: #002060; color: white;">深夜</td> </tr> </table>		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	深夜						時間外		通常										時間外		深夜
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23																								
深夜						時間外		通常										時間外		深夜																											
休日加算	<p>日・祝日、12月29日~1月3日</p> <ul style="list-style-type: none"> 休日対応の救急医療施設or輪番制による休日当番保険薬局等で調剤した場合 休日を開局しないこととしている薬局or休日に調剤を行っている薬局の開局時間外(深夜を除く)に、急病等やむを得ない理由により調剤した場合 	基礎額の 140/100																																													
深夜加算	<p>22:00~6:00</p> <ul style="list-style-type: none"> 深夜対応の救急医療施設or輪番制による深夜当番保険薬局等で調剤した場合 深夜時間帯を開局時間としていない薬局or薬局の開局時間が深夜時間帯にまで及んでいる場合は、開局時間と深夜時間帯とが重複していない時間に、急病等やむを得ない理由により調剤をした場合 	基礎額の 200/100																																													

【要件】



- ・時間外加算
 - ・休日加算
 - ・深夜加算
- は重複算定不可

時間外・休日・深夜加算の基礎額と算出方法

かかりつけ薬剤師包括管理料を算定する場合の基礎額
=かかりつけ薬剤師包括管理料の所定点数

$$\text{加算点数 (小数点以下は四捨五入)} = \text{基礎額} \times \text{該当の加算割合 (100/100 or 140/100 or 200/100)}$$

【構成する点数(基礎額は以下の合算)】

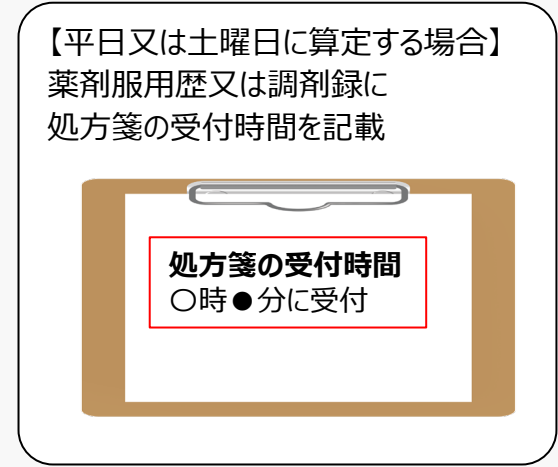
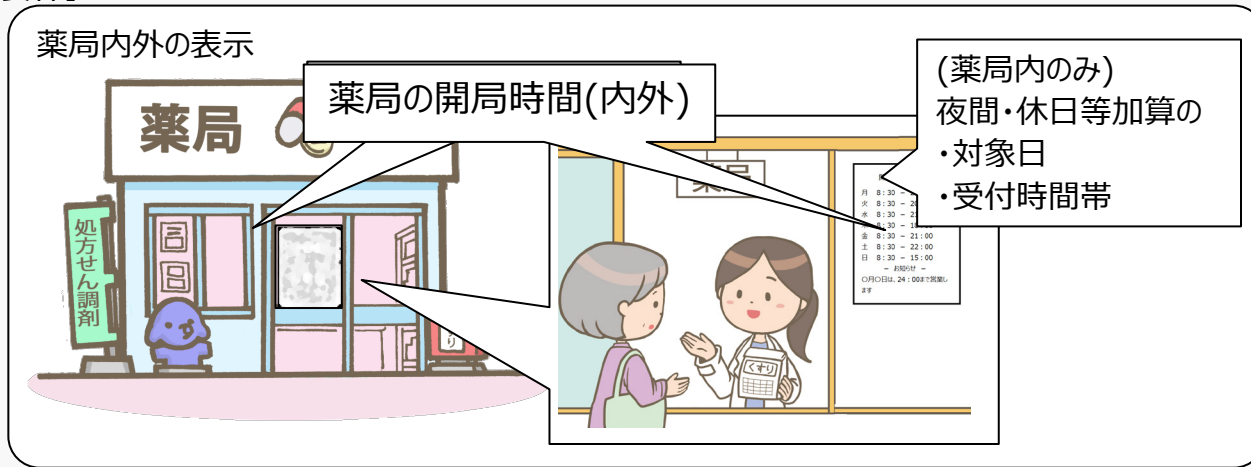
- ・調剤基本料
(注1～11までの加算・減算を適用し算出)
- ・薬剤調製料
- ・無菌製剤処理加算
- ・在宅患者調剤加算
- ・調剤管理料

【含まれない点数】

- ・嚥下困難者用製剤加算
- ・麻薬・向精神薬・覚醒剤原料・毒薬加算
- ・自家製剤加算
- ・計量混合調剤加算
- ・重複投薬・相互作用等防止加算
- ・調剤管理加算
- ・電子的保健医療情報活用加算

内容	点数
<p>【平日:0時～8時、19時～24時】【土曜日:0時～8時、13時～24時】【休日】で、 薬局が表示する開局時間内に調剤を行った場合に処方箋受付1回につき加算 ※専ら夜間における救急医療のための薬局で一般的に深夜を除く時間外となる時間帯に調剤を行った場合は算定不可 ※時間外・休日・深夜加算のいずれかの要件を満たす場合は、夜間・休日等加算ではなく時間外・休日・深夜加算を算定</p>	40点

【要件】



こちらの開局時間外の夜間・休日等加算については、スライドp6の疑義解釈を参照

【参考】 加算の対象時間帯例

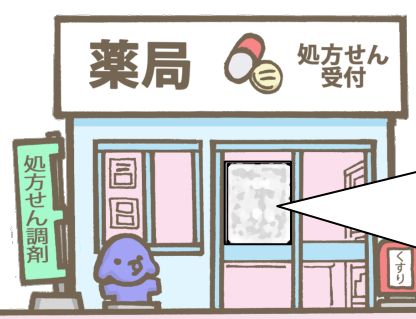
※1 …夜間・休日等加算(開局時間中) ※2 …夜間・休日等加算(開局時間外) ※3 …加算なし

例)薬局 開局時間	0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時
平日 9時～18時	深夜	深夜	深夜	深夜	深夜	深夜	時間外	※3	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	時間外	時間外	時間外	深夜	深夜	
土曜 9時～15時	深夜	深夜	深夜	深夜	深夜	深夜	時間外	※3	通常	通常	通常	通常	通常	※1	※2	※2	※2	通常	時間外	時間外	時間外	深夜	深夜	

参考

【疑義解釈 2008/5/9】平日開局時間19時までの薬局が、19時に閉局し、調剤応需態勢を解除後21時に急病患者からの求めで調剤し時間外加算を算定した。その間に別患者からも求めがあった場合

2人目の患者も**時間外加算**の算定可



例：平日(月火水金)開局
 ○○時～19時
 木曜土曜開局
 ○○時～××時
 休日
 日曜、祝日

閉局後、患者の求めで調剤

21時

時間外加算算定

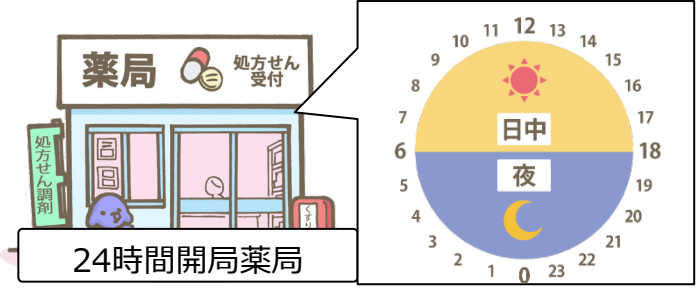
最初の急病患者

1人目調剤の間に
2人目患者からも調剤の求め

急病患者2人目
⇒**時間外加算**を算定

【疑義解釈 2014/3/31】24時間開局薬局における時間外加算の可否

調剤技術料の**時間外加算は算定不可**
 薬剤調製料の**夜間・休日等加算は算定可**



上記の例外

調剤技術料の**時間外加算算定可**

専ら**夜間救急医療確保**のために設けられている薬局

開局時間内の調剤でも調剤技術料の**休日加算 or 深夜加算 算定可**

客観的に**休日or深夜の救急医療確保**のために調剤を行っていると思われる薬局

時間外加算等が算定できない場合は、
 薬剤調製料の**夜間・休日等加算は算定可**

参考

【疑義解釈 2008/3/28】表示している開局時間(例：20時まで)以降も連続して患者が来局した場合

夜間・休日等加算を算定可

例：平日(月火水金)開局
〇〇時～20時
木曜土曜開局
〇〇時～××時
休日
日曜、祝日

開局時間の
20時以降

20時以降も連続来局する患者群
⇒夜間・休日等加算を算定可

なお、調剤応需態勢を解除後に、急病などやむを得ない理由で調剤した場合要件を満たせば時間外加算等を算定可

【疑義解釈 2008/3/28】土曜開局時間を15時までと表示し、調剤応需態勢を解除後、時間外加算の対象とならない時間帯(例：17時)に急病の患者の来局で調剤を行った場合

夜間・休日等加算を算定可

例：平日(月火水金)開局
〇〇時～××時
木曜土曜開局
〇〇時～15時
休日
日曜、祝日

調剤応需態勢を解除

時間外加算対象外の時間帯
17時

来局

急病患者
⇒夜間・休日等加算を算定可